

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける皆さんへの支援制度(個人向け)

対象	主な要件	支援制度	支援内容	相談窓口
全ての人	令和2年4月27日時点での市住民基本台帳に記録されている人	国 ①特別定額給付金	○給付対象者1人につき10万円を給付 ※詳細は広報野々市お知らせ版6月号に記載	特別定額給付金専用ダイヤル(総務課内) ☎ 255-7410
子育て世帯	令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の受給者	国 ②子育て世帯臨時特別給付金	○子ども1人あたり1万円を支給 ※申請不要。詳細は広報野々市お知らせ版6月号に記載	臨時特別給付金窓口(子育て支援課内) ☎ 227-6077
	令和2年4月分(3月分含む)の児童扶養手当の受給者	市 ③ひとり親世帯臨時特別給付金	○子ども1人あたり2万円を支給 ※申請不要。5月27日支給済み	
生活費の支払いにお困りの人	休業や失業などにより生計の維持が困難な人	国 ④生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)	○無利子・保証人不要の貸し付けを行います	市社会福祉協議会(専用ダイヤル) ☎ 090-2034-5015
家賃の支払いにお困りの人	離職から2年以内または休業などで収入が減少し住居を失う恐れのある人	国 ⑤住居確保給付金	○単身世帯は月31,000円までの実費 ○複数世帯は人数によって変動あり(原則3ヶ月程度)	市社会福祉協議会 ☎ 248-8210
納税・料金納付にお困りの人	令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納税が困難な人	国・県・市 ⑥国税・県税・市税の納税猶予	○対象 納期限が令和2年2月1日~令和3年1月31日のもの ○猶予期間 最大1年間 ○担保 不要 ○延滞金 なし	(国税) 金沢国税局猶予相談センター ☎ 0120-948-364 (県税) 金沢県税事務所 ☎ 263-8835 (市税) 税務課納税係 ☎ 227-6041
	上下水道料金・保険料の支払いが困難な人	国・市 ⑦公共料金・保険料の相談	支払いの猶予や分納などの相談を受け付けます	(上下水道料金) 上下水道課☎ 227-6102 (後期高齢者医療保険料) (国民年金保険料) 保険年金課 健康保険係☎ 227-6071 国民年金係☎ 227-6072 (介護保険料) 介護長寿課☎ 227-6066

※詳細やその他の制度については、市ホームページを確認ください

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて

～みんなで取り組む「新しい生活様式」～

緊急事態宣言が解除された地域でも再度感染が拡大する可能性があります。
感染拡大の予防を意識した「新しい生活様式」を日常生活に取り入れましょう。

市民・事業者の皆さんへのお願い

- 「新しい生活様式」の実践
- 都道府県をまたぐ移動の自粛
- これまでにクラスターが発生したような施設や「3つの密」のある場への外出を避ける
- イベントの開催
 - ・屋内の場合：100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること
 - ・屋外の場合：200人以下かつ人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- 在宅・ローテーション勤務、時差出勤など、との接觸を低減する取り組み
- 適切な感染防止対策の実施

新しい生活様式の実践例

- ・まめに手洗い・手指消毒
- ・咳エチケットの徹底
- ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保
- ・「3密(密集・密接・密閉)」の回避
- ・毎朝の体温測定、健康チェック
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養



買い物は通販も利用



ジョギングは少人数で



食事は持ち帰りや出前、デリバリーも



給付金の詐欺に注意!

絶対に教えない! 渡さない!

暗証番号 通帳 マイナンバー 口座番号 キャッシュカード

市や総務省などが以下を行うことは絶対にありません。

- 現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求める

「怪しいな?」と思ったら遠慮なく相談してください

- ・消費者ホットライン ☎ 188 (局番なしの3桁)
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎ 0120-213-188
- ・市消費生活センター ☎ 227-6054
- ・警察相談専用電話 ☎ #9110

対象	主な要件	支援制度	支援内容	相談窓口
融資を受けたい	最近1ヶ月の売上が前年または前々年同月比5%以上減少した中小企業・小規模事業者	⑧新型コロナウイルス感染症特別貸付 国	○融資限度額 中小企業3億円 小規模事業者6千万円 ○利子 中小企業1.11% (当初3年間0.21%) 小規模事業者1.36% (当初3年間0.46%) ○返済期間 15年以内 (元金の据置5年以内)	日本政策金融公庫金沢支店 中小事業 ☎ 231-4275 国民事業 ☎ 263-7192
	最近2週間から1ヶ月の売上が前年同期比20%以上減少またはセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受ける中小企業など	⑨新型コロナウイルス感染症緊急特別融資 県	○融資限度額 8千万円 ○利子 1.00% (3千万円以内は当初3年無利子) ○返済期間 10年以内 (元金の据置5年以内)	県商工労働部 経営支援課 ☎ 225-1522
	経営環境の変化により、資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模事業者	⑩緊急経営安定支援特別資金融資制度 市	○融資限度額 3千万円 ○利子 1.55%	産業振興課 ☎ 227-6082
	上記「緊急経営安定支援特別資金融資制度」を利用する中小企業・小規模事業者	⑪上記制度に係る信用保証料補助 市	○上記「緊急経営安定支援特別資金融資制度」利用時の信用保証料を補助します	
税の猶予や専門家のアドバイスを受けたい	令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納税・納付が困難な事業者	⑫国税・県税・市税の納稅猶予 社会保険料の納付猶予 国 県 市	○対象 納期限が令和2年2月1日～令和3年1月31日のもの ○猶予期間 最大1年間 ○担保 不要 ○延滞金 なし (国税) 金沢国税局猶予相談センター ☎ 0120-948-364 (県税) 金沢県税事務所 ☎ 263-8835 (市税) 税務課納税係 ☎ 227-6041 (社会保険料) 金沢南年金事務所 ☎ 245-2311	
	収入が前年同期(令和2年2月～10月の内、連続する3ヶ月)に比べて概ね30%以上減少している中小企業など	⑬固定資産税・都市計画税の軽減措置 市	○対象 令和3年度課税分 ○軽減割合 売上高の減少率 ・50%以上…課税標準をゼロ ・30%以上50%未満…課税標準を1/2	税務課資産税係 ☎ 227-6037
	雇用調整助成金について相談がしたい	⑭雇用調整助成金個別相談会 県	○社会保険労務士による個別相談(無料要予約) 場所 ILAC、商工会	県商工労働部 労働企画課 ☎ 225-1531 市商工会 ☎ 246-1242

*詳細や国・県の支援制度などについては市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援について (https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/12/21188.html)」を確認ください

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さんへの支援制度

対象	主な要件	支援制度	支援内容	相談窓口
給付金を受けたい	売上が前年同月比50%以上減少した企業(資本金10億円以上の大企業を除く)	①持続化給付金 国	○法人は200万円以内 個人事業者は100万円以内	中小企業庁 持続化給付金コールセンター ☎ 0120-115-570
	最近1ヶ月の売上が前年同期比5%以上減少した企業で休業手当を支払い従業員を一時的に休業させた企業	②雇用調整助成金 国	○休業手当相当額の一部、解雇を行わなかった場合は休業手当相当額の一部または全部を助成	石川労働局 職業対策課 ☎ 265-4428
	小学校などの休校により子どもの世話を行う労働者に対し、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を与えた企業	③小学校休業等対応助成金 国	○有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-603-999
	外出自粛などで影響を受けている小売店、飲食店、理美容店など※市内に店舗を持つ事業者および個人事業主に限る	④野々市市事業継続緊急支援金 市	○1事業者あたり一律10万円 ※詳細は6ページ	産業振興課 ☎ 227-6082
	テイクアウト・デリバリーに新たに取り組む飲食店 ※野々市のテイクアウト・デリバリーまとめサイト#のうちごはんへ登録要	⑤新規テイクアウト支援金 市	○1事業者あたり一律5万円 ※詳細は7ページ	
	厳しい状況を乗り越えるため新たな分野にチャレンジしたい中小企業など	⑥新分野チャレンジ緊急支援費補助金 県	○事業に要する経費の補助(人件費除く)(上限50万円、補助率4/5)	
	感染拡大防止策を充実させたい小規模事業者	⑦小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金 県	○感染防止対策のための資材購入経費などの補助(上限20万円、補助率4/5)	県商工労働部 経営支援課 ☎ 225-1525

*掲載情報は5月22日現在のものです

大好きな野々市の味×おうち = #ののうちごはん



デリバリー・テイクアウト
まとめサイト
「#ののうちごはん」は
こちら



<https://www.nonouchi-gohan.com/>

飲食業者の
デリバリー・テイクアウト
掲載申し込みフォームは
こちら



<https://www.nonouchi-gohan.com/contact/>

○野々市の飲食店のデリバリー、テイクアウトまとめサイトを作りました！

飲食業者の皆さんを少しでも支援したいという思いから、市内のデリバリー・テイクアウトまとめサイト「#ののうちごはん」を開設しました。好きな飲食店さんの情報を「#ののうちごはん」で探してみましょう！好きな味は「#ののうちごはん」で共有！「#ののうちごはん」の輪が広がることで、皆さん一人一人が野々市の飲食店さんを応援することにつながります。

○掲載店に支援金を交付します！

サイト掲載店のうち、店内サービスとは別にテイクアウト・デリバリーなど新たな取り組みを実施した飲食業者へ一律5万円の支援金を交付します。

問 (掲載について) 株式会社ウインズクリエイト ☎ 220-7330
(サイト・支援金について) 産業振興課 ☎ 227-6082



コストコ野々市倉庫店様
マスク 6020 枚



株式会社山岸様
ヤマキシ野々市店様
フェイスシールド 2200 枚



みなみ設備工業株式会社様
マスク 2000 枚



株式会社タマガワ・ウイル様
マスク 1000 枚



美研デザイン工房様
フェイスシールド
乳幼児用 20 枚、大人用 5 枚



株式会社天正様
マスク 300 枚、手作りマスク
10 枚、次亜塩素酸水 20 ℥、アルコール除菌シート 30 枚入り
20 袋、フェイスシールド 50 個、ゴム手袋 200 枚

事業者の皆様から新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの衛生用品をご寄附をいただきました。ありがとうございます。
いただいた物品は、市内医療機関や福祉施設などで活用されています。
※掲載は 4 月 27 日～5 月 15 日分（順不同）

野々市市事業継続 緊急支援金

（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業）

問 産業振興課 ☎ 227-6082 FAX 227-6254

※中小企業特別支援ブース（市役所 1 階ロビー）で申請相談を希望する人は、事前に上記番号へ電話予約して来庁ください

HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/12/23186.html>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛などによる来客数の減少などで影響を受けている小売店、飲食店、理美容店などに対し支援金を交付します。※市内に店舗を持つ事業者に限る

対象事業者

市内で令和 2 年 4 月 1 日以前から下記に該当する店舗を営む中小・小規模事業者および個人事業主

【対象業種のうち以下の事項に該当する店舗】

【小売業】一般消費者へ対面販売を行う店舗

【飲食業】食品衛生許可証を有する店舗

【生活関連サービス業】総務省の日本標準産業分類の中分類で 78～80 番に属し、下記表に掲載する店舗

*令和 2 年 4 月 2 日以後に創業した人および対面販売・サービスを行わない無人店舗や管理業務のみを行う事務所は対象外

支援金の額

1 事業者あたり一律 **10 万円**

※市内で複数店舗を営む場合も一律

申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒 921-8510 野々市市三納 1 丁目 1 番地
野々市市企画振興部産業振興課

受付期限

7 月 31 日（金）まで ※当日消印有効

交付の決定・支払い

交付決定後、約 2 週間で申請者指定の口座に振り込みます

提出書類など詳細は市ホームページを確認ください。

交付要件

1. 令和 2 年 1 月～6 月の任意の 1 ル月の売上が前年同月比で 20% 以上減少していること
2. 市税に滞納がないこと
3. 代表者または役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと

対象業種

小売業	561 百貨店、総合スーパー	603 医薬品・化粧品小売業（例）ドラッグストア、薬局	771 持ち帰り飲食サービス業（例）持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売
	569 その他の各種商品小売業（例）スーパー・マーケット	604 農耕用品小売業（例）園芸ショップ	772 配達飲食サービス業（例）宅配ピザ屋、仕出し屋、デリバリー専門店
	571 呉服・服地・寝具小売業	605 燃料小売業（例）ガソリンスタンド	781 洗濯業
	572 男子服小売業	606 書籍・文房具小売業（例）書店	782 理容業
	573 婦人・子供服小売業	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	783 美容業
	574 靴・履物小売業	608 写真機・時計・眼鏡小売業	784 一般公衆浴場業
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業（例）かばん屋、帽子屋、靴下屋	609 他に分類されない小売業（例）ホームセンター、たばこ店、花屋、宝石貴金属店、ペットショップ、中古ショップ	785 その他の公衆浴場業（例）スーパー銭湯
	581 各種食料品小売業	761 食堂、レストラン	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業（例）エステティックサロン、ネイルサロン
	582 野菜・果実小売業（例）八百屋	762 専門料理店（例）中華料理店、ラーメン店、焼肉店、フランス料理店、イタリア料理店、カレー屋	791 旅行業（例）旅行代理店
	583 食肉小売業	763 そば・うどん店	793 衣服裁縫修理業
飲食サービス業	584 鮮魚小売業	764 すし店	796 冠婚葬祭業
	585 酒小売業	765 酒場、ビヤホール（例）居酒屋、焼き鳥屋、おでん屋、ダイニングバー	799 他に分類されない生活関連サービス業（例）写真屋、ペット美容室
	586 菓子・パン小売業	766 バー、キャバレー、ナイトクラブ（例）スナック	801 映画館
	589 その他の飲食料品小売業（例）コンビニエンスストア、惣菜屋	767 喫茶店	802 興行場
	591 自動車小売業	768 その他の飲食店（例）ハンバーガー店、お好み焼き・たこ焼店、サンドイッチ専門店、たい焼き屋、ドーナツ店	804 スポーツ施設提供業（例）ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティングセンター、フィットネスクラブ
	592 自転車小売業	769 ジュウ器小売業	806 遊技場（例）ビリヤード場、マージャン店、ゲームセンター
	593 機械器具小売業（例）電気屋、パソコンショップ	770 家具・建具・畳小売業	809 その他の娯楽業（例）カラオケボックス
	601 家具・建具・畳小売業	771 ジュウ器小売業	
	602 ジュウ器小売業	772 配達飲食サービス業（例）宅配ピザ屋、仕出し屋、デリバリー専門店	